

一重陽之御禮有之、花色小袖麻上下、

〔幕朝年中行事歌合〕廿五番 右 九月更衣

唉菊の花の離のきせわたを人のうへにもけふやかさねむ○中

更衣は九月朔日より、祫のきぬに更る也。また九日には綿入小袖にあらたむ、束帶及びすべてのそな束は、四月朔日より九月晦日迄、夏のを用ひ、十月朔日より三月つもごりまで、冬のを用ふる也。

〔日次紀事九月〕一日自今日至九日、武家井地下良賤各著祫 九日 菊酒今日良賤著 繪色小袖

〔日本歲時記九月〕朔日、今日より八日まで祫衣を著、九日略 中國俗今日より絮衣を著、十日、國俗今日より足衣をはく、三月晦日に至て終る、但いにしへより定れる禮式にはあらず、

〔東都歲事記九月〕朔日、今日より八日迄、諸人祫衣を著す、九日、良賤今日より絮衣を著す、

〔小野宮年中行事十月〕同日、○朔掃部寮撤夏御座供冬御座事、

〔東宮年中行事十月〕一日御ころもがへの事、そのぎ四月にみえたり、たゞしかべしろをかく、又でむ上にゐぎのばむをとりて、火びつをすべたり、又大ばん所にも、火びつをたてまつる、

〔蓬萊抄十月〕朔日更衣事、其儀同四月、抑於宿衣者、藏人頭著冬直衣後、非職雲客改之、貫首二人之内、雖一人相改之後無憚著用之、而近代兩貫首被著之後、非職雲客所著用也。十月以後、著直衣以前、夏宿袍同奴袴用之、又稱紫苑色、自去月晦日用冬指貫也、夏袍雖用冬指貫、冬袍不著用夏指貫也、當初或雲客十一月一日、著冬直衣云々、是准公卿歟、衆人斷腸、一身招耻云々、此事能用心也。

〔夕拜備急至要抄十月〕一一日改御裝束代加調之、但壁

〔建武年中行事〕十月一日、御衣がへ、ひら座、四月におなし、

〔公事根源十月〕旬

朔日